議案第 10 号

## 燕市産業史料館条例の一部改正について

燕市産業史料館条例(平成18年燕市条例第153号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市産業史料館条例の一部を改正する条例

燕市産業史料館条例(平成18年燕市条例第153号)の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

Γ

一般	400円	300円	市長がその都度	2,000円
			定める額	

 $\rfloor$ 

を

Γ

一般	400円	300円	市長がその都度	個人	2,000円
			定める額	法人	8,000円

に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。